

相続税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条)

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす財産の範囲(第一条の二—第一条の五)

第三節 信託に関する特例(第一条の六—第一条の十二)

第四節 財産の所在(第一条の十三—第一条の十五)

第二章 課税価格及び控除等

第一節 課税価格及び控除(第二条—第四条の六)

第二節 特定障害者に対する贈与税の非課税(第四条の七—第四条の二十)

第三節 相続時精算課税(第五条—第五条の七)

第三章 財産の評価(第五条の八・第五条の九)

第四章 申告、納付及び還付(第六条—第十一条)

第五章 延納及び物納(第十二条—第二十六条)

第六章 雑則(第二十七条—第三十四条)

附則

第一条の十 省略

254 省略

5 前各項の規定により計算した贈与税額又は相続税額については、次に掲げる税額の合計額(当該税額の合計額が当該贈与税額又は相続税額を超えるときには、当該贈与税額又は相続税額に相当する額)を控除するものとする。

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

改正前

目次

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 財産の評価(第五条の八)

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

附則

第一条の十 同上

254 同上

5 同 上

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

一 法第九条の四第一項又は第二項の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該信託の受託法人(法人税法第四条の七(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。以下この項に

おいて同じ。)の事業年度の所得とみなして地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定を適用して計算した事業税の額及び当該事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)の規定を適用して計算した特別法人事業税の額の合計額をいう。)を控除した価額を当該信託の受託法人の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した法人税の額及び地方税法の規定を適用して計算した事業税の額

二 前号の規定により計算した同号の信託の受託法人の法人税の額を基に地方税法(平成二十六年法律第十一号)の規定を適用して計算した地方法人税の額並びに地方税法の規定を適用して計算した道府県民税の額及び市町村民税の額

三 第一号の規定により計算した同号の信託の受託法人の事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額

#### 6・7 省 略

8 二以上の信託に関する権利に係る贈与税額が第一項及び第二項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務(信託法第二条第九項(定義)に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下この条において同じ。)の額は、一の者の贈与税として第一項、第二項及び第五項の規定により算出した贈与税額(法第二十一条の八の規定による控除前の税額とする。)に各信託に関する権利に係る課税価格に算入すべき価額の合計額のうち各信託に関する権利に係る課税価格に算入すべき価額の占める割合を乗じて算出した金額(各信託に関する権利について同条の規定の適用がある場合には、当該金額から同条の規定により控除すべき金額を控除した金額)とする。

#### 9・10 省 略

#### (障害者非課税信託取消申告書)

第四条の十四 既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部につき信託法第十一条第一項(詐害信託の取消し等)の規定による取消権の行使があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された第四条の十第一項第四号に規定する

いて同じ。)の事業年度の所得とみなして地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定を適用して計算した事業税の額をいう。)を控除した価額を当該信託の受託法人の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した法人税の額及び地方税法の規定を適用して計算した事業税の額

二 前号の規定により計算した当該信託の受託法人の法人税の額を基に地方税法(平成二十六年法律第十一号)の規定を適用して計算した地方法人税の額並びに地方税法の規定を適用して計算した道府県民税の額及び市町村民税の額

#### 6・7 同 上

8 二以上の信託に関する権利に係る贈与税額が第一項及び第二項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務(信託法第二条第九項(定義)に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下この条において同じ。)の額は、一の者の贈与税として第一項、第二項及び第五項の規定により算出した贈与税額(法第二十一条の八の規定による控除前の税額とする。)に各信託に関する権利に係る課税価格に算入すべき価額の合計額のうち各信託に関する権利に係る課税価格に算入すべき価額の占める割合を乗じて算出した金額(各信託に関する権利について法第二十一条の八の規定の適用がある場合には、当該金額から同条の規定により控除すべき金額を控除した金額)とする。

#### 9・10 同 上

#### (障害者非課税信託取消申告書)

第四条の十四 既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部につき、信託法第十一条第一項(詐害信託の取消し等)の規定による取消権の行使があつたこと又は遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記

信託受益権の価額が減少することとなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づき信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合には、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者は、遅滞なく、その旨、当該信託受益権の価額のうち当該減少することとなつた部分の価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額（第三項において「信託受益権減価額」という。）その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 2・3 省略

### （障害者非課税信託廃止申告書）

**第四条の十五** 既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された第四条の十第一項第四号に規定する信託受益権がないこととなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づき信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合には、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 2・3 省略

### （建物の一部が賃貸の用に供されている場合等の配偶者居住権の価額等）

**第五条の八** 法第二十三条の二第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 配偶者居住権の目的となつている建物（以下この条において「居住建物」という。）の一部が賃貸の用に供されている場合（第三号に掲げる場合を除く。）イに掲げる価額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

載された第四条の十第一項第四号に規定する信託受益権の価額が減少することとなつた場合には、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者は、遅滞なく、その旨、その減少することとなつた理由、当該信託受益権の価額のうち当該減少することとなつた部分の価額（第三項において「信託受益権減価額」という。）その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 2・3 同上

### （障害者非課税信託廃止申告書）

**第四条の十五** 既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された第四条の十第一項第四号に規定する信託受益権がないこととなつた場合には、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 2・3 同上

イ 当該居住建物の相続開始の時ににおける当該配偶者居住権が設定されておらず、かつ、当該賃貸の用に供されていないものとした場合の時価

ロ 当該居住建物の床面積のうち当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合

二 被相続人が居住建物を相続開始の直前においてその配偶者と共有していた場合（次号に掲げる場合を除く。）イに掲げる価額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ 当該居住建物の相続開始の時ににおける配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価

ロ 当該被相続人が有していた当該居住建物の持分の割合

三 居住建物の一部が賃貸の用に供されており、かつ、被相続人が当該居住建物を相続開始の直前においてその配偶者と共有していた場合 第一号イに掲げる価額に同号ロに掲げる割合及び前号ロに掲げる割合を乗じて計算した金額

2 法第二十三条の二第一項第二号イに規定する耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数は、所得税法施行令第二百二十九条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する耐用年数のうち居住建物に係るものとして財務省令で定めるものに一・五を乗じて計算した年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）とする。

3 法第二十三条の二第一項第二号イに規定する配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）とする。

一 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間とされている場合 当該配偶者居住権が設定された時ににおける当該配偶者の平均余命（年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命をいう。次号において同じ。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 遺産の分割の協議若しくは審判又は遺言により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（当該年数が当該配偶者居住権が設定された時ににおける配偶者の平均余命を超える場合には、当該平均余命）

4 法第二十三条の二第三項第一号に規定する政令で定めるところにより計

算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 居住建物の一部が賃貸の用に供されている場合（第三号に掲げる場合を除く。）
  - イ に掲げる価額に口に掲げる割合を乗じて計算した金額
  - イ 当該居住建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この項において同じ。）の相続開始の時における配偶者居住権が設定されておらず、かつ、当該居住建物が当該賃貸の用に供されていないものとした場合の時価
  - ロ 当該居住建物の床面積のうち当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合
- 二 被相続人が居住建物の敷地の用に供される土地を相続開始の直前において他の者と共有し、又は居住建物をその配偶者と共有していた場合（次号に掲げる場合を除く。）
  - イ に掲げる価額に口に掲げる割合を乗じて計算した金額
  - イ 当該土地の当該相続開始の時における配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価
  - ロ 当該被相続人が有していた当該土地又は当該居住建物の持分の割合（当該被相続人が当該土地の持分及び当該居住建物の持分を有していた場合には、これらの持分の割合のうちいずれか低い割合）
- 三 居住建物の一部が賃貸の用に供されており、かつ、被相続人が当該居住建物の敷地の用に供される土地を相続開始の直前において他の者と共有し、又は当該居住建物をその配偶者と共有していた場合
  - 第一号イに掲げる価額に同号ロに掲げる割合及び前号ロに掲げる割合を乗じて計算した金額

（定期金給付契約の目的とされた者に係る余命年数）

第五条の九 省 略

（相続税の連帯納付義務の適用除外となる納税の猶予の範囲）

第十条の二 法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める場合は、同号の納税義務者が同号の相続税に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した財産について次に掲げる規定の適用を受けた場合とする。

一・二 省 略

第五条の八 同 上

（相続税の連帯納付義務の適用除外となる納税の猶予の範囲）

第十条の二 同 上

一・二 同 上

- 三 省 略
- 四 租税特別措置法第七十条の六の十第一項（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）の規定
- 五 省 略
- 六 省 略
- 七 省 略
- 八 省 略
- 九 省 略

（管理処分不適格財産）

第十八条 法第四十一条第二項に規定する政令で定める財産は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 省 略
- 二 株券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものを含む。次条第十四号において同じ。） 次に掲げる株式に係るもの
- イ へ 省 略
- 三 省 略

（物納劣後財産）

第十九条 法第四十一条第四項に規定する政令で定める財産は、次に掲げるもの（前条各号に定めるものを除く。）とする。

- 一 四 省 略
- 五 配偶者居住権の目的となつてゐる建物及びその敷地
- 六 省 略
- 七 省 略
- 八 省 略
- 九 省 略
- 十 省 略
- 十一 省 略
- 十二 省 略
- 十三 省 略

- 二 同 上
- 三 同 上
- 四 同 上
- 五 同 上
- 六 同 上
- 七 同 上

（管理処分不適格財産）

第十八条 同上

- 一 同 上
- 二 株券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものを含む。次条第十三号において同じ。） 次に掲げる株式に係るもの
- イ へ 同 上
- 三 同 上

（物納劣後財産）

第十九条 同上

- 一 四 同 上
- 五 同 上
- 六 同 上
- 七 同 上
- 八 同 上
- 九 同 上
- 十 同 上
- 十一 同 上
- 十二 同 上

十四 省略

(人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等)

第三十三条 法第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)  
又は第四項の規定により同条第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は同条第四項の持分の定めのない法人(以下この項、次項及び第五項において「社団等」という。)に課される贈与税又は相続税の額については、次に掲げる税額の合計額(当該税額の合計額が当該贈与税又は相続税の額を超えるときには、当該贈与税又は相続税の額に相当する額)を控除するものとする。

一 社団等が贈与又は遺贈により取得した財産の価額から翌期控除事業税等相当額(当該価額を当該社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した事業税(同法第七十二条第三号(事業税に関する用語の意義)に規定する所得割に係るものに限る。以下この号において同じ。))の額及び当該事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額の合計額をいう。)を控除した価額を当該社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した法人税の額及び地方税法の規定を適用して計算した事業税の額

二 省略

三 第一号の規定により計算した当該社団等の事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額

2 5 省略

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の第十四第一項の改正規定及び第四条の第十五第一項の改正規定並びに次項の規定 平成三十一年七月一日

二 目次の改正規定、第五条の八に見出しを付する改正規定、第三章中同

十三 同上

(人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等)

第三十三条 同上

一 社団等が贈与又は遺贈により取得した財産の価額から翌期控除事業税相当額(当該価額を当該社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した事業税(同法第七十二条第三号(事業税に関する用語の意義)に規定する所得割に係るものに限る。以下この号において同じ。))の額をいう。)を控除した価額を当該社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した法人税の額及び地方税法の規定を適用して計算した事業税の額

二 同上

2 5 同上

- 条を第五条の九とし、同条の前に一条を加える改正規定、第十八条第二号の改正規定及び第十九条の改正規定 平成三十二年四月一日
- 三 第一条の十第五項の改正規定及び第三十三条第一項の改正規定 特別  
法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第  
号）の施行の日

（経過措置）

- 2 改正後の相続税法施行令第四条の十四第一項及び第四条の十五第一項の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請求があつた場合について適用し、同日前に開始した相続に係る改正前の同令第四条の十四第一項又は第四条の十五第一項の遺留分による減殺の請求があつた場合については、なお従前の例による。